

制度の名称	災害復旧貸付(中小企業・小規模事業者向け)
制度の内容	令和元年台風第19号による災害により直接の被害を受けた事業者の方、または直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められる方を対象に、被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金、運転資金が受けられる融資制度です。 融資限度額：国民生活事業 3,000万円 中小企業事業 15,000万円 融 資 期 間：10年以内（設備資金の場合、中小企業は15年以内）
必要書類等	お問い合わせ先にてご確認ください。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫水戸支店 国民生活事業 ☎ 029-221-7137 中小企業事業 ☎ 029-231-4246

制度の名称	国の教育ローン
制度の内容	この災害により住居に被害を受け、市町村等からのり災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の融資期間延長等の特別措置を実施しています。
必要書類等	お問い合わせ先にてご確認ください。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫水戸支店 国民生活事業 ☎ 029-221-7137

制度の名称	農林漁業施設資金(災害復旧施設)
制度の内容	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金が受けられる融資制度です。 融資限度額：負担額の80%または1施設あたり300万円のいずれか低い金額 融 資 期 間：15年以内
必要書類等	お問い合わせ先にてご確認ください。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫水戸支店 農林水産事業 ☎ 029-232-3623

制度の名称	農林漁業セーフティネット資金(災害)
制度の内容	災害により被害を受けた、農業経営の再建に必要な資金の融資制度です。 融資限度額：600万円 融 資 期 間：10年以内
必要書類等	お問い合わせ先にてご確認ください。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫水戸支店 農林水産事業 ☎ 029-232-3623

制度の名称	令和元年台風19号災害緊急保証制度
制度の内容	この災害により被害を受けた中小企業者の事業再建に必要な資金等についての保証制度です。
必要書類等	り災証明書等
問 合 せ 先	茨城県信用保証協会 ☎ 029-224-7826

制度の名称	台風19号被災者のための無料法律相談
制度の内容	被災された方のための緊急の法律相談に対応します。
必要書類等	-
問 合 せ 先	茨城県弁護士会 水戸相談センター ☎ 029-227-1133(面談相談予約)